

税額控除に係る証明書

社会福祉法人坂町社会福祉協議会

貴法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

なお、この証明に係る有効期限は、次のとおりです。

平成28年1月14日から平成33年1月13日（5年間）

※有効期限：決裁の日から5年間

平成28年1月14日

広島県知事 湯 崎 英 彦

